

別記様式（第14条関係）（平19農水令61・追加、平23農水令21・令元農水令10・令2農水令83・一部改正）

表

第 号	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第7条第1項の立入検査をする職員の身分証明書		
	官 職		
	氏 名	年 月 日生	
写 真		年 月 日発行	
	農林水産大臣		

裏

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（抄）
（報告及び検査）
第7条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第3条第1項各号若しくは第4条第1項の交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（抄）
（身分を示す証明書）
第14条 法第7条第1項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。